

第3章

施策の方針及び 方向性

第1節 高齢者関係施策の方針

第2節 取り組み方向のイメージ

第3節 施策・事業の取り組み方向

第1節 高齢者関係施策の方針

1 基本理念を実現するための沖縄県の高齢者関係施策の方針

- ・ 基本理念を実現していくにあたり、沖縄県における高齢者関係施策は、次に掲げる方針に沿って展開していきます。

高齢者が生きがいを持って暮らせるようにしていく。

高齢期においても健康に暮らすことができるようにしていく。

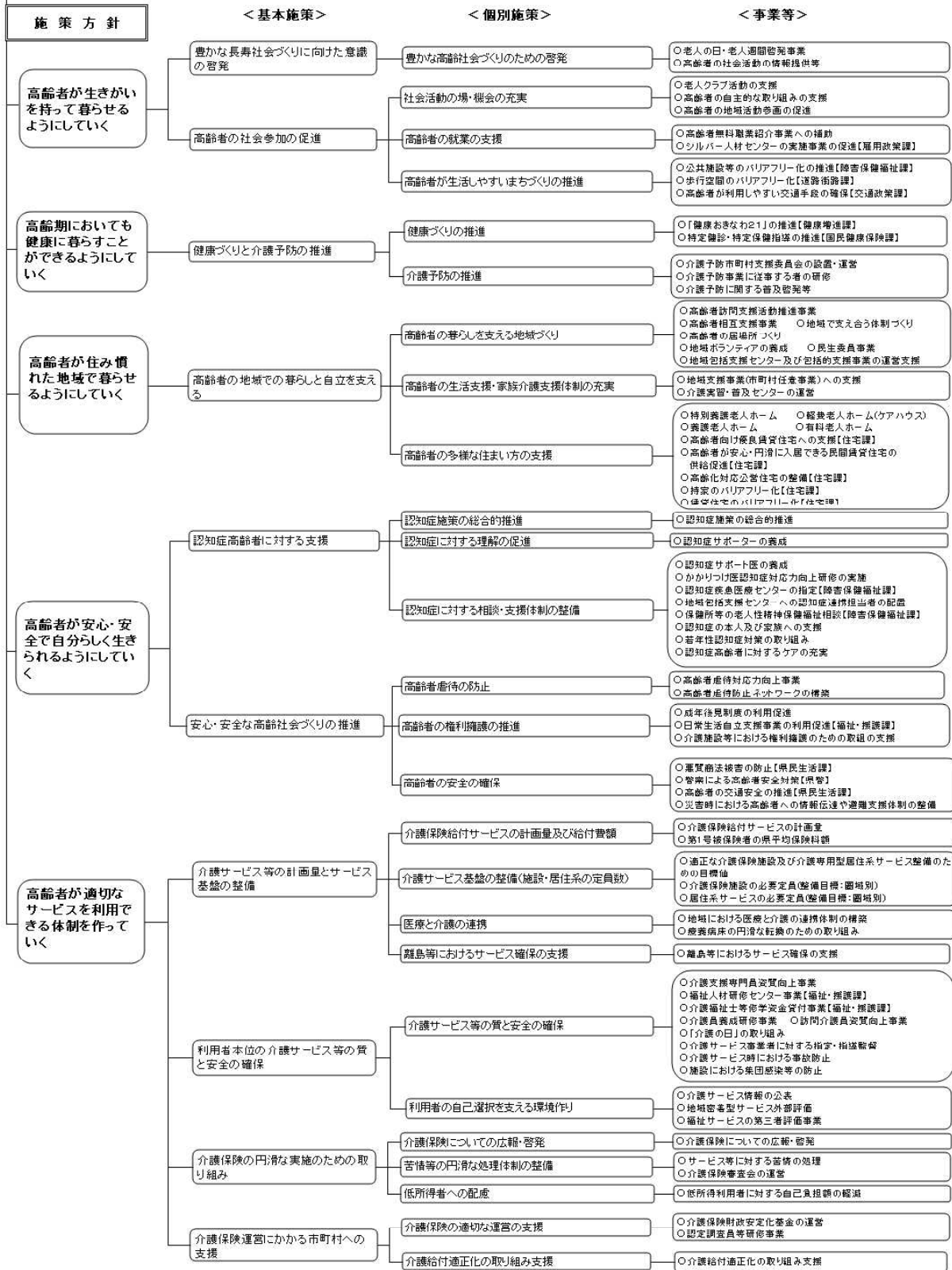
高齢者が住み慣れた地域で暮らせるようにしていく。

高齢者が安心・安全で自分らしく生きられるようにしていく。

高齢者が適切なサービスを利用できる体制を作っていく。

基本理念

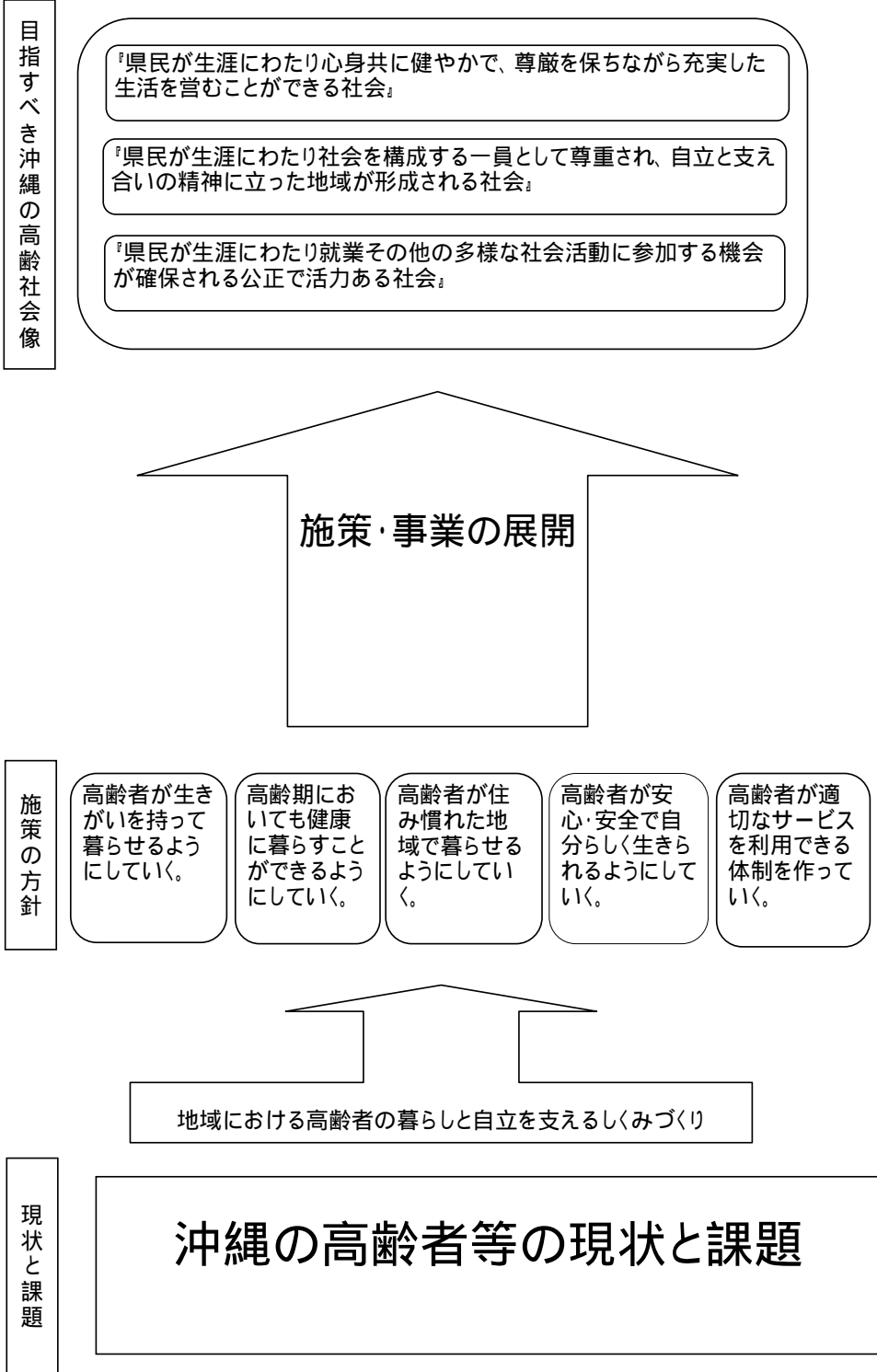
- 『 県民が生涯にわたり心身共に健やかで、尊厳を保ちながら充実した生活を営むことができる社会 』
- 『 県民が生涯にわたり社会を構成する一員として尊重され、自立と支え合いの精神に立った地域が形成される社会 』
- 『 県民が生涯にわたり就業その他の多様な社会活動に参加する機会が確保される、公正で活力ある社会 』



第2節 取り組み方向のイメージ

1 取り組み方向のイメージ

「目指すべき沖縄の高齢社会」の実現のために、次のように施策・事業を展開していきます。



第3節 施策・事業の取り組み方向

どのような方向で個別施策や事業を実施していくかについて、施策方針に基づき整理しています。

1 豊かな長寿社会づくりに向けた意識の啓発

【取り組むべき課題】

本格的な高齢社会を迎える中で、高齢になっても自分らしく、いきいきと暮らしていくためには、高齢者自身だけでなく、全ての県民が高齢者や高齢社会に対する理解を深めていくことが必要であり、高齢者福祉に関する普及啓発が重要となっています。

【施策の方向性】

(1) 豊かな高齢社会づくりのための啓発

高齢者がいきいきと暮らしていける豊かな長寿社会づくりに向けて、「老人の日」及び「老人週間」を通して、高齢社会や高齢者福祉についての県民意識の醸成を図る取り組みを進めます。

高齢者を支援するための様々な施策について、全ての県民が各施策に対する理解を深め、また、高齢者が自分に合ったサービスを適切に利用できるよう、引き続き、高齢者や高齢社会、高齢者向けの各施策についての広報・啓発活動を行っていきます。

2 高齢者の社会参加の促進

【取り組むべき課題】

高齢になってもいきいきと暮らしていくためには、健康であるだけでなく、社会や家庭において自分なりの役割を持つなど、生きがいをもって生活することが重要となっています。

働くことは、高齢者の生活の安定や、健康づくり・生きがいづくりの面からも重要ですが、働く意欲がある高齢者に対して、就業の機会が少ないなどの課題があります。

高齢者の閉じこもりの防止や社会参加の促進等を図るためにも、公共施設等のバリアフリー化、車両のバリアフリー化等を進めることが重要となっています。

【施策の方向性】

(1) 社会活動の場・機会の充実

高齢者の健康づくりや生きがいづくりに資するため、高齢者それぞれの個性や身体状況に合った、多様で参加しやすい活動の場や機会の充実を一層推進していきます。

高齢者自身が必要な情報を容易に得ることができ、自ら積極的に社会参加しやすい環境づくりや、地域活動の担い手づくりにも引き続き取り組んでいきます。

他市町村からの転入等により地域とのつながりが希薄な独居世帯等の高齢者の閉じこもりの予防に取り組みます。

(2) 高齢者の就業の支援

高齢者の蓄積された豊かな知識・経験・技術が十分に活かせるような就業の機会が準備されるよう、雇用・就業機会の確保、社会環境の整備に引き続き取り組みます。

高齢者の就業率が低下している中で、高齢者の職業紹介における求人内容と高齢者の意識との間のミスマッチの解消に引き続き取り組みます。

(3) 高齢者が生活しやすいまちづくりの推進

高齢者が安心して外に出かけ、社会活動等に参加することができるよう、公共的建築物や公共交通機関のバリアフリー化の支援など、高齢者が生活しやすいまちづくりを引き続き推進していきます。

3 健康づくりと介護予防の推進

【取り組むべき課題】

介護を必要としない元気な高齢者を増やすため、若いうちからの健康づくりや生活習慣病予防に取り組むことが重要となっています。

高齢者が自分の能力を活かし地域社会に積極的に参加することや要介護状態になった場合でも住み慣れた地域で生活を営むことができることを可能とするため、高齢者自身が介護予防に取り組むことが重要となっていますが、取り組みへの参加者が少ないなどの課題があります。

【施策の方向性】

(1) 健康づくりの推進

県民の健康づくりの指針として策定されている「健康おきなわ21」と十分連携を図り、地域において保健・医療サービスと介護予防関連サービスが有機的に組み合わせられて健康づくりが進められるよう、取り組んでいきます。

また、市町村や保険者等が実施する健康診断や検診等の実施率の向上と効果的な実施を支援していきます。

(2) 介護予防の推進

引き続き要支援・要介護状態になるおそれが高い高齢者の把握に努め、介護予防事業への参加の啓発を推進します。

介護予防事業の効果の向上を図るため、事業の評価・検証方法の検討を行い、市町村の取り組みを支援していきます。

状態に応じた適切な介護予防サービスが提供されるように、介護予防従事者への研修を引き続き実施していきます。

人材確保が難しい離島・僻地等での取組を支援するため、介護予防アドバイザー派遣の活用を引き続き推進していきます。

4 高齢者の地域での暮らしと自立を支える

【取り組むべき課題】

高齢者の多くが、長年暮らしてきた地域で暮らし続けることを望んでいますが、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、家族による介護も難しくなっていることから、地域における支え合いが重要となっています。

高齢期の住まい方に関しては、高齢者のそれぞれの経済状況や心身の状況等、多種多様となっており、それぞれのニーズに対応した高齢者の住まいの整備が必要となっています。

【施策の方向性】

(1) 高齢者の暮らしを支える地域づくり

地域包括支援センターを中心とし、地域の介護サービス提供事業所、医療機関、老人クラブ、民生委員、ボランティア、NPO等が連携して高齢者を支える地域包括ケアの確立を引き続き支援します。

地域包括支援センター機能充実のため、職員の資質の向上を図るなど、引き続き必要な支援を行っていきます。

住民一人ひとりが高齢社会を自らの問題として捉え、ともに支え合う取り組みや、高齢者相互間の支え合い、地域における支え合いの体制づくりを支援します。

(2) 高齢者の生活支援・家族介護支援体制の充実

高齢者を介護する家族等の精神的・身体的負担等を軽減するため、市町村は、高齢者に対する食事や見守りなどの生活支援や高齢者を介護する家族に対する支援、地域の住民グループ等の活動の支援等を行います。

県は、市町村に対し効果的な情報提供等を行うことにより、引き続き、円滑な事

業運営を支援していきます。

(3) 高齢者の多様な住まい方の支援

高齢者の居住の安定確保に向け、住宅施策と福祉施策が連携し、総合的・計画的に施策を推進するため「高齢者居住安定確保計画」を策定し、高齢者が多様なニーズに応じて住まいを選択でき、安心して暮らすことができる環境の整備を図っていきます。

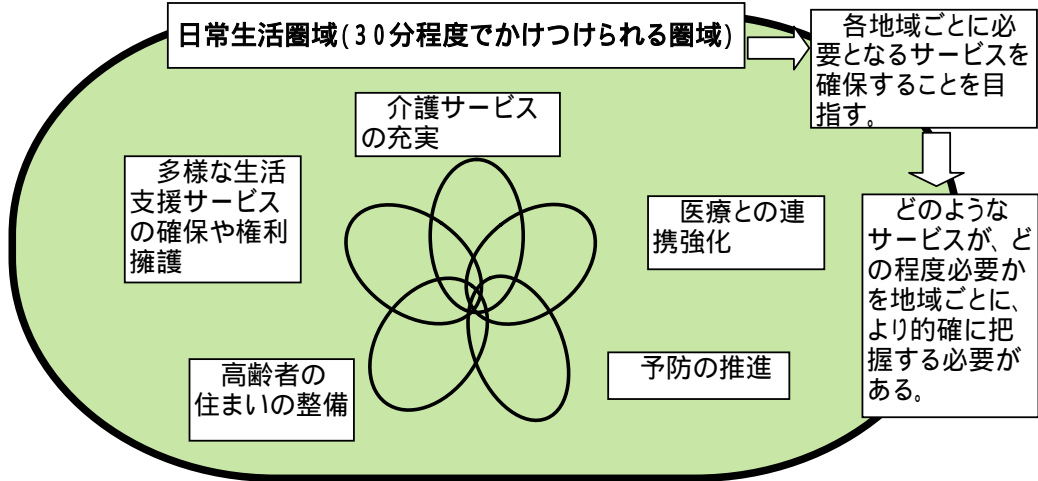
高齢者世帯がそれぞれのライフスタイルに応じた多様な住まいの選択ができるように、引き続き情報提供や支援施策の紹介を行っていきます。

急増する有料老人ホームについても、高齢者の居住の場としてふさわしいものにしていく必要があるため、届出促進及び適切な指導を継続していきます。

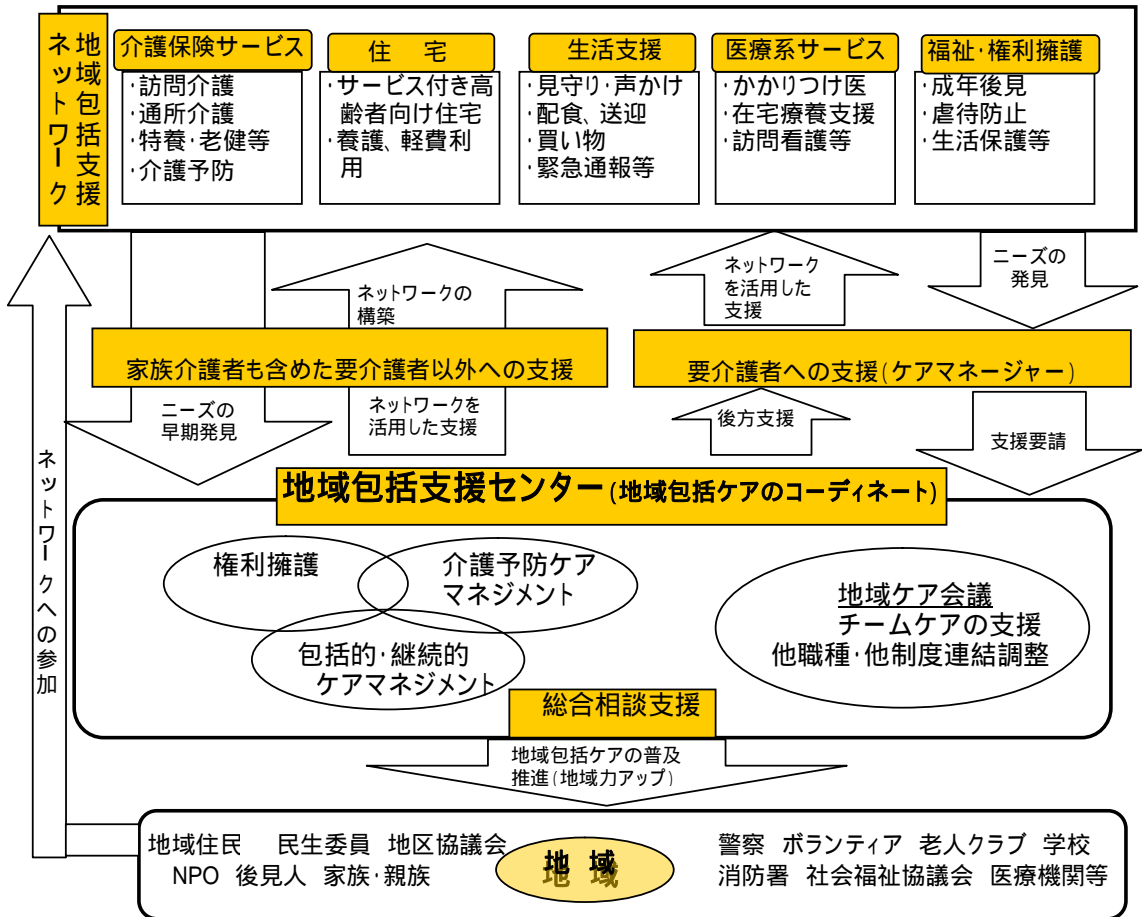
地域包括ケアシステムの構築

【日常生活圏域における地域包括ケアの「5つの視点」】

地域包括ケアを実現するためには、次の5つの視点での取り組みが包括的(利用者のニーズに応じた～の適切な組み合わせによるサービス提供)、継続的(入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供)に行われることが必須。



【地域包括ケアシステムの関係機関等の連携イメージ】



5 認知症高齢者に対する支援

【取り組むべき課題】

高齢化の進展とともに認知症高齢者が増加し続けることが見込まれていることから、認知症になっても、それまでの生活や個性を尊重しながら、地域で暮らし続けることができる地域社会づくりが求められています。

認知症には早期発見、早期治療、早期対応が重要なため、認知症の発生初期から状況に応じて医療と介護が一体となった支援が必要となっています。

【施策の方向性】

(1) 認知症施策の総合的推進

認知症に関する施策を効果的に推進するには、各施策・事業の連携が重要であることから、市町村とも連携しながら、引き続き、認知症施策の総合的推進を図ります。

(2) 認知症に対する理解の促進

認知症に対する誤解や偏見をなくし、認知症に対する正しい情報を伝えるため、引き続き広報活動等に積極的に取り組んでいくとともに、家族、保健・医療・福祉関係者、企業、行政、地域の関係者等が認知症高齢者が地域で暮らし続けるための理解、支援の輪を広げていくよう取り組んでいきます。

認知症に対する正しい理解の促進のため、認知症サポーター養成の取り組みの強化を図ります。

(3) 認知症に対する相談・支援体制の整備

認知症を早期に発見することにより、生活や介護に対する本人や家族、関係者の負担を大幅に軽減することができることから、引き続き、家族とかかりつけ医、地域住民や介護スタッフ等の認知症に対する正しい知識の取得や理解の促進を支援していきます。

認知症高齢者や家族を支える地域のしくみづくりが必要であり、引き続き認知症の状態に応じてきめ細かく対応できる認知症対応型の通所サービスやグループホーム等の充実を支援していきます。

認知症サポート医の養成及びかかりつけ医の認知症対応力向上研修などにより、引き続き認知症の専門的医療の提供体制を強化するとともに、認知症に関する医療と介護の連携の取り組みを進めていきます。

6 安心・安全な高齢社会づくりの推進

【取り組むべき課題】

高齢化の進展に加えて、都市化や核家族化などにより地域の繋がりが希薄化する中で、高齢者虐待は、高齢者の尊厳を保持するうえで大きな課題になっています。また、判断能力が十分でない高齢者の権利を擁護する取り組み、犯罪や災害などから高齢者を守るための取り組みも重要となっています。

【施策の方向性】

(1) 高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止の中心的役割を担う市町村に対し、必要な援助・助言を行うとともに、高齢者虐待防止ネットワークについて、未設置の市町村に対する早期設置を促進します。

高齢者虐待防止に関する県民への広報・啓発に引き続き取り組んでいきます。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

認知症等で判断能力が十分でないため、福祉サービスが十分活用できない高齢者や、身の回りのことや金銭管理ができないなど日常生活を営むのに支障のある高齢者に対する支援が求められています。そのため、認知症高齢者等が権利を侵害されることなく、自らの能力に応じてできる限り地域で自立した生活を送れるよう支援するため、引き続き成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及を図るための啓発活動を行っていきます。

(3) 高齢者の安全の確保

高齢者を狙った犯罪（悪質な訪問販売や振り込め詐欺等）や高齢者が巻き込まれる交通事故が増加していることから、引き続き高齢者を犯罪や交通事故から守る活動を推進します。

台風や地震などの災害時に、高齢者が被害に遭うことを未然に防止するため、高齢者を災害時に援護する体制づくりを促進していきます。

7 介護サービス等の計画量とサービス基盤の整備

【取り組むべき課題】

介護保険給付費については、総体として平成21年度から23年度の計画値を上回るペースで、年々増加しています。今後においても、適正なサービスの確保に資するサービス量を計画に見込む必要があります。

在宅での生活が困難で、常時介護が必要な高齢者が安心して入所できる介護保険施設の整備を継続して促進する必要があります。

小規模な離島では、住民が望む福祉サービスの提供が困難な地域があり、住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者、子ども、障害者、介護を必要とする者等に対する福祉サービスを総合的に提供することが求められています。

【施策の方向性】

(1) 介護保険給付サービスの計画量及び給付費額

市町村（保険者）が、平成24～26年度までの3年間について見込んだ介護サービスや介護予防サービスの必要量について積算し、県全体及び各圏域ごとに必要なサービス水準が確保されるよう、介護サービス計画量を設定します。

(2) 介護サービス基盤の整備

施設介護から在宅介護への施策の方向のもと、介護保険施設の必要利用人数については、重度要介護者の入所を優先させることを前提として、各圏域毎にニーズ等を総合的に検討し、基盤整備を進めていきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、「地域密着型サービス」の拠点を市町村が計画的に整備していくことを支援していきます。

老朽化した施設の改修については、個室・ユニット型を促進していきます。

居住系サービスの充実の観点から、特定施設入居者生活介護の指定を促進していきます。

(3) 医療と介護の連携

高齢者の状態に応じた医療や介護サービスを切れ目無く提供するため、医療機関相互または介護事業所との連携体制の構築に向け、市町村及び関係機関と体制作りを進めていきます。

療養病床の転換については、介護療養病床の廃止期限が平成30年3月まで延長となりましたが、沖縄県医療費適正化計画に規定された目標値を念頭に、医療機関の意向、入院患者の医療の状態及び各高齢者保健福祉圏域における医療資源等を踏まえて、各圏域毎の療養病床の計画的な転換を支援します。

(4) 離島等におけるサービス確保の支援

福祉サービスの利用が困難な小規模離島地域において、高齢者、子ども、障害者、介護を必要とする方が、住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるように、福祉サービスを総合的に提供できる拠点施設の整備、運営に必要な支援を行います。

8 利用者本位の介護サービス等の質と安全の確保

【取り組むべき課題】

利用者がサービスを安心して利用できるよう、介護サービス等の基本的な質や、利用者の安全が確保される必要があります。

高齢者が自分自身に適した介護サービス等を選択できるように、適切に情報を公表する必要があります。

【施策の方向性】

(1) 介護サービス等の質と安全の確保

介護サービス等の質を確保するためには、マネジメントやサービスの提供に携わる人材の養成・資質向上や事業者自身の規範意識の向上を引き続き図っていきます。

利用者の自立支援と尊厳の保持を念頭にサービスの質の確保・向上に向け、適切な指導監督が実施できるしくみを構築し、適切に運用していきます。

(2) 利用者の自己選択を支える環境作り

高齢者がサービス内容等の情報を容易に入手できるよう、利用者視点に立った、分かりやすい介護サービス情報の公表を行います。

9 介護保険の円滑な実施のための取り組み

【取り組むべき課題】

介護保険の給付は、被保険者の支払う保険料と、国や自治体の公費（税金）で賄われています。介護保険の適正な利用を図るためには、被保険者をはじめ県民に、制度やサービス内容について周知を図る必要があります。

【施策の方向性】

(1) 介護保険についての広報・啓発

県では、介護保険の適正な利用を図るために、広報誌や新聞広告、広報番組など

の県の広報媒体を積極的に利用して、県民、介護保険事業者への周知を図るとともに、保険者と協力して効果的な広報の推進を図ります。

(2) 苦情等の円滑な処理体制の整備

保険料や要介護認定等について不服がある場合、介護保険サービス等に対する苦情等のうち、サービス事業者との間で解決しない場合において、保険者へ相談しても解決に至らない場合の対応を図るため、公正・中立な立場で処理する体制整備の支援や第三者機関の運営を引き続き行っていきます。

(3) 低所得者への配慮

介護保険制度では、保険料や利用料について、低所得サービス利用者の負担を軽減する施策が盛り込まれており、それが円滑に実施されるよう、引き続き市町村を支援します。

平成24年度以降も、特別な必要がある場合には、市町村の判断により、低所得者に対する保険料を低減することが可能であり、この措置が円滑に実施されるよう、引き続き市町村を支援します。

10 介護保険運営にかかる市町村への支援

【取り組むべき課題】

利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度にするためには、保険者が実施する介護給付適正化事業が重要であり、適正化事業の効率的・効果的な取組の推進が課題となっています。

【施策の方向性】

(1) 介護保険の適切な運営の支援

地域包括ケアシステムの実現に向け、介護保険制度が一部改正されました。市町村において、これらの施策が地域の実情に応じて円滑に行われ、更なるサービスの向上が図られるよう、必要な情報の提供及び技術的事項についての助言、その他適切な支援を行っていきます。

高齢化の進展等に伴う介護給付費等の増加により、高齢者が負担する介護保険料の上昇を抑制するため、介護保険財政安定化基金の一部を取崩し、介護保険料の上昇の抑制を図るとともに、新たな制度改正が円滑に実施されるよう市町村を支援していきます。

(2) 介護給付適正化の取り組み支援

今後、高齢者数及び介護サービス量の増加が見込まれる中、さらに適正化事業が

重要となることから、保険者の実施する適正化事業への支援を、引き続き取り組んでいきます。

適正化事業の実施が難しい小規模市町村に対しては、より効率的に適正化事業に取り組めるような支援を行っていきます。